



株式会社横河ブリッジ 次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画

従業員が仕事と子育てを両立させることができ、従業員全員が働きやすい環境を整備することによって、すべての従業員がその能力を十分に発揮できるようにするために、次のとおり行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和3年4月1日～令和8年3月31日までの5年間

2. 内 容

目標1：時間外労働の削減

<対策>

- 令和3年4月～ 週1回のノー残業デーを継続して実施する。
- 令和3年4月～ 残業協議会において毎月の時間外労働状況を把握し、時間外労働削減のための対策を協議する。
- 令和3年4月～ デジタル化の推進、ＩＣＴ（情報通信技術）の活用により、業務効率化を図る。

目標2：有給休暇の取得促進

<対策>

- 令和3年4月～ 毎月組織単位ごとの有給休暇5日の取得達成状況を所属に周知し、所属長が有給休暇を取得できていない社員のフォローを行う。
- 令和3年4月～ 従業員就業規則に定める計画休暇、記念日休暇の取得を推奨する。
- 令和3年4月～ 長期休暇の取得促進の観点から、夏期休日、年末年始、GWなどの連続休暇や、飛び石連休での有給休暇の取得を推奨する。

目標3：従業員の柔軟な働き方の推奨

<対策>

- 令和3年4月～ 在宅勤務やテレワークの推奨を継続して行う。
恒久的な在宅勤務制度を整備し、在宅勤務を積極的に推奨する。